

江別市立地適正化計画 届出の手引き

江別市 企画政策部 都市計画課

令和6年7月

目 次

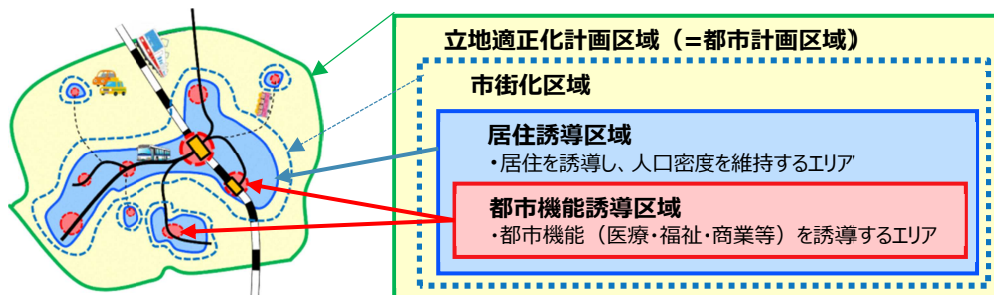
1. 立地適正化計画と届出制度について	1
(1) 立地適正化計画とは	1
(2) 届出の目的	1
(3) 届出の流れ	1
2. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域	2
3. 都市機能誘導区域に関する届出	3
(1) 届出対象行為	3
(2) 届出の期日・提出先・部数	4
(3) 届出に必要な書類	4
(4) 届出に対する市の対応	5
(5) 届出の対象となる施設（誘導施設）	5
4. 居住誘導区域に関する届出	10
(1) 届出対象行為	10
(2) 届出の期日・提出先・部数	11
(3) 届出に必要な書類	11
(4) 届出に対する市の対応	11
5. 届出に関するQ & A	12
6. 届出様式	14

1. 立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、医療、介護福祉、商業等の都市機能や居住を誘導・集約させ、交通環境の充実によりアクセス利便性を向上させるなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、都市機能誘導区域や居住誘導区域などを設定し、都市機能や居住のゆるやかな誘導を行い、持続可能なまちづくりを推進するための指針として策定するものです。

本市においては、この計画を令和6年3月に策定し、同年7月から運用を開始します。



(2) 届出の目的

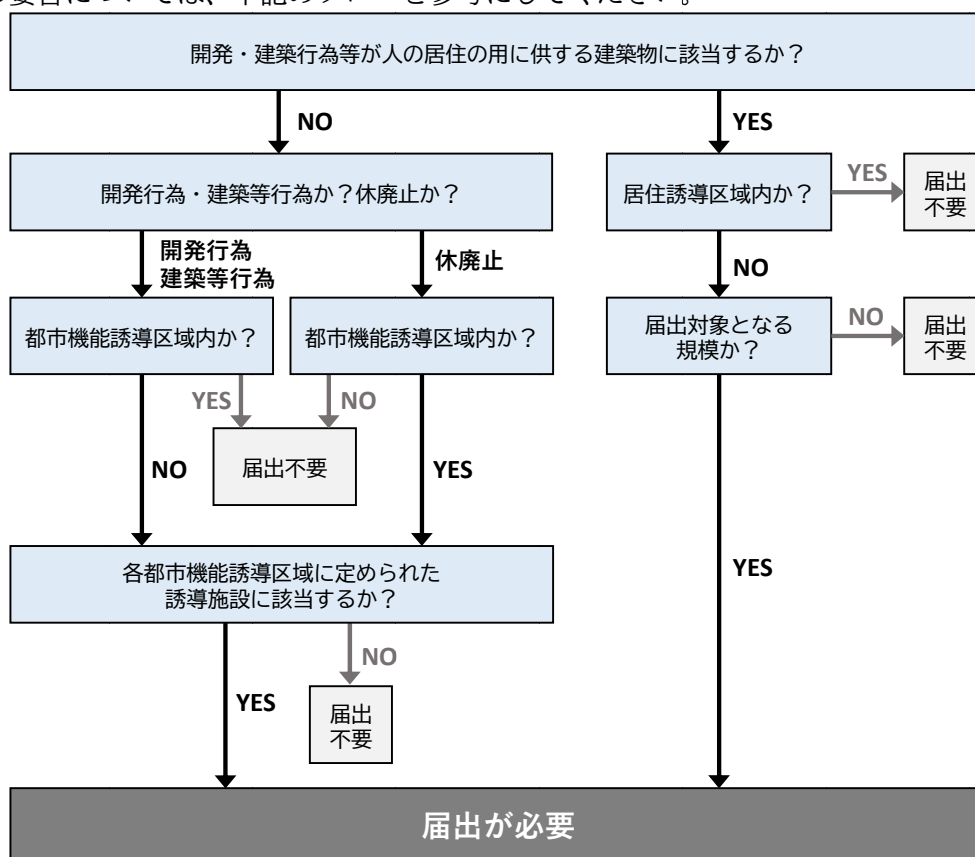
居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の立地に係る建築行為等、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を行う場合は、都市再生特別措置法第88条第1項及び第108条第1項、第108条の2第1項に基づく届出が必要になります。

この制度は、本市が居住誘導区域外における住宅開発等及び都市機能誘導区域内・外における誘導施設の立地・休廃止に関する情報等を把握することが目的です。

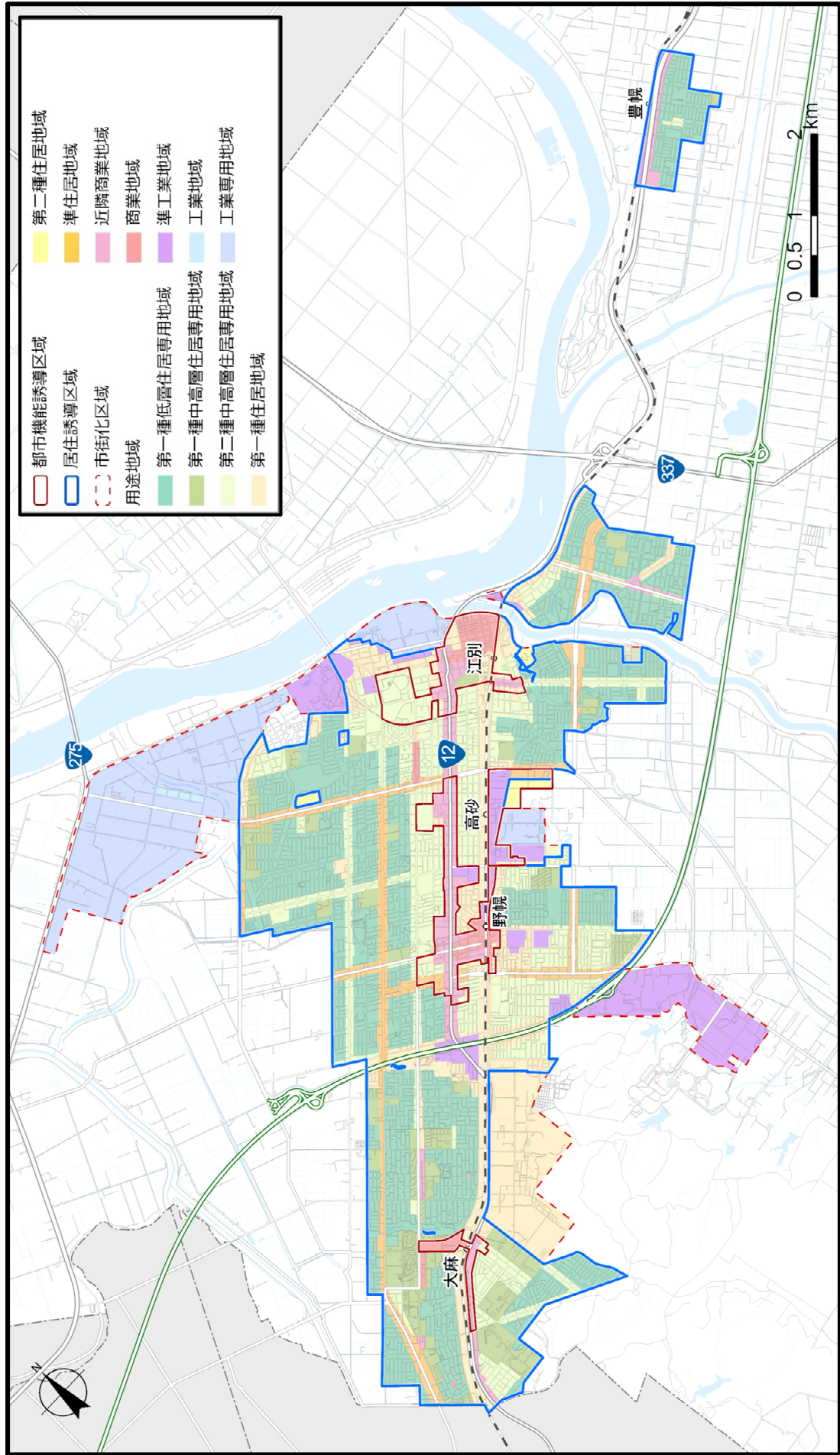
(3) 届出の流れ

届出対象の開発行為や建築等行為等を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに、届出に必要な書類を作成し、都市計画課に提出してください。

届出の可否については、下記のフローを参考にしてください。



2. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



区域の詳細は、都市計画課窓口でご確認ください。

3. 都市機能誘導区域に関する届出

(1) 届出対象行為

誘導施設について、都市機能誘導区域内外で以下に示す行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに、法に基づく届出が必要となります。(法第108条第1項、法第108条の2第1項)

また、都市機能誘導区域内であっても、他の都市機能誘導区域にのみ位置づけられている誘導施設について、以下に示す行為を行う場合も届出が必要となります。

敷地が都市機能誘導区域の内外にまたがる場合も届出が必要です。

■ 届出対象行為（都市機能誘導区域外）

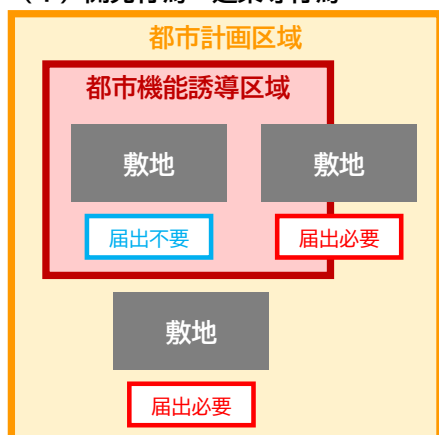
開 行 発 為	☐ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建 築 等 行 為	☐ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ☐ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ☐ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■ 届出対象行為（都市機能誘導区域内）

休 廃 止 止	☐ 誘導施設の休止または廃止
------------------	---------------------------------------

■ 届出要否の判断

(1) 開発行為・建築等行為



(2) 休廃止



ただし、都市再生特別措置法第108条第1項、都市再生特別措置法施行令第44条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、新築、改築、用途の変更
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出の期日・提出先・部数

開発行為・建築等行為の着手、または施設の休止・廃止の 30 日前までに都市計画課へ 1 部提出してください。

提出先：江別市 企画政策部 都市計画課

〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地

TEL)011-381-1038

(3) 届出に必要な書類

届出書の様式及び添付図書は江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱により以下のとおりです。代理者が届出の手続を行う場合は委任状の添付が必要です。

開発行為の場合（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 3 条第 1 項）		
届 出 書	第 1 号様式	1 部
添 付 図 書	・土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：位置図（1/1,000 以上） ・設計図：設計図（1/100 以上） ・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図	各 1 部

建築等行為の場合（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 3 条第 2 項）		
届 出 書	第 2 号様式	1 部
添 付 図 書	・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（1/100 以上） ・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50 以上） ・平面図：各階の平面図（1/50 以上） ・その他参考資料：位置図、公図、求積図	各 1 部

届出内容を変更（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 3 条第 3 項）		
届 出 書	第 3 号様式	1 部
添 付 図 書	■開発行為の場合 ・土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：位置図（1/1,000 以上） ・設計図：設計図（1/100 以上） ・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図 ■開発行為以外の場合 ・配置図：建築物の位置を表示する図面（1/100 以上） ・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50 以上） ・平面図：各階の平面図（1/50 以上） ・その他参考資料：位置図、公図、求積図	各 1 部

休止または廃止（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 3 条第 4 項）		
届 出 書	第 4 号様式	1 部
添 付 図 書	・その他参考資料：位置図、配置図、公図	各 1 部

(4) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

届出に係る行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法（第108条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

また、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、都市再生特別措置法（第108条の2第2項）に基づき、届出者に対して助言又は勧告等を行う場合があります。

(5) 届出の対象となる施設（誘導施設）

都市機能誘導区域毎に設定されている誘導施設及び定義は以下のとおりです。詳細は、都市計画課窓口でご確認ください。

■誘導施設

		誘導施設			
機 能		野幌駅周辺 ～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)
(1)	複合機能	多機能が複合した施設			
(2)	行政機能	市役所本庁舎	－		－
		市役所窓口機能			
		警察署	－		
(3)	教育・文化・ スポーツ機能	図書館本館	図書館支所		－
		公民館・文化施設			
		体育施設			
(4)	商業機能	相当規模の商業集積			
(5)	介護福祉機能	地域包括支援センター			－
(6)	医療機能	病院・一定規模以上の診療所			
(7)	金融機能	銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合・労働金庫			

■誘導施設の分類

機能	誘導施設種別	備考
複合機能	多機能が複合した施設※	本表に示す他の機能やスーパーマーケット、各種サービス等、事務所、住居（共同住宅）等の多様な機能が連携している施設
行政機能	市役所本庁舎	江別市役所の位置を定める条例に規定する江別市役所
	証明書交付窓口を有する施設	戸籍事務取扱規則に規定する戸籍証明等の交付を行う施設（市役所本庁舎を除く）
	警察署	北海道警察組織条例に規定する江別警察署
教育・文化・スポーツ機能	図書館	情報図書館条例に規定する図書館及び情報図書館条例施行規則に規定する分館
	公民館	公民館条例に規定する公民館
	文化施設	・市民会館条例に規定する市民会館 ・コミュニティセンター条例に規定するコミュニティセンター ・市民文化ホール条例に規定する文化ホール
	体育施設	体育施設条例に規定する体育施設のうち、屋内体育施設を有するもの
商業機能	商業施設 (延べ面積 5,000 m ² 以上)	・単体の商業施設 ・複数の商業施設が1つの建物に集まっている形態 ・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「一の建物」
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
	外科と内科を有する診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
	医療モール	複数の診療所が1つの建物に集まっている形態
金融機能	銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	信用金庫 信用組合 労働金庫	・信用金庫法第6条第1項に規定する名称を用いるもの ・中小企業等協同組合法第6条第1項第2号に規定する名称を用いるもの ・労働金庫法第8条第1項に規定する名称を用いるもの
	農業協同組合	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の第2条第1項に規定する特定農業協同組合

※多機能が複合した施設の条件

下記①～④をいずれも満たす施設

- ① 複数の機能を有する
- ② 人の交流などに資する機能やスペースを有する
- ③ スーパーマーケットを有する
- ④ 店舗の合計床面積 1,500 ㎡以上で建物全体の延べ面積 5,000 ㎡以上の規模を有する

（複数の建物の場合）

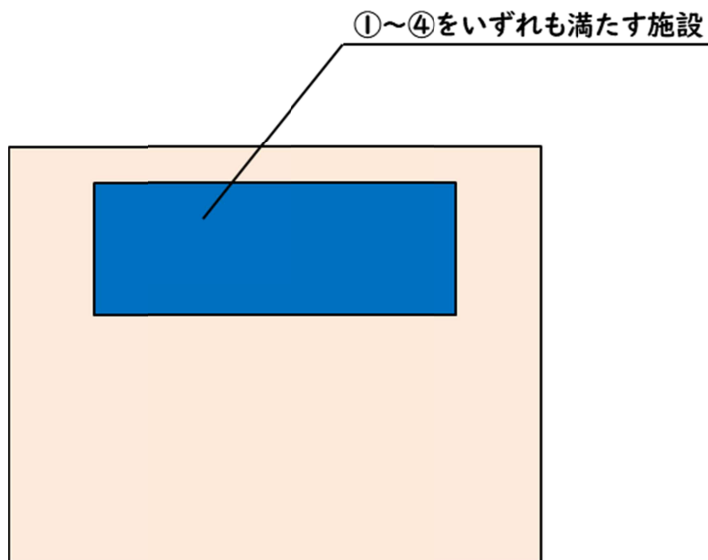
土地利用上一体の敷地に、複数の施設が立地する場合も該当（事務所や住居のみの建物は除く）

【土地利用上一体の敷地の扱い】

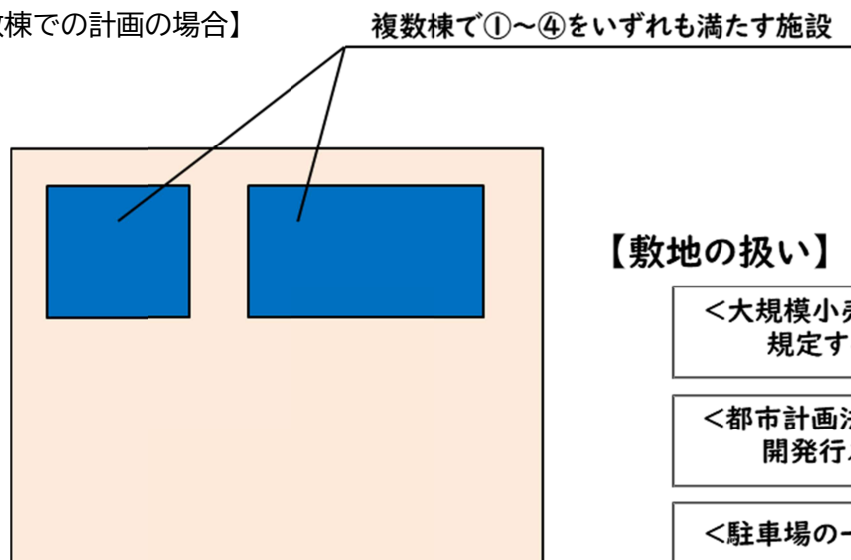
- 1. 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「一の建物」の敷地
- 2. 都市計画法第29条に規定する開発行為の計画敷地
- 3. その他、駐車場の一体利用などによる敷地

※多機能が複合した施設のイメージ

【1棟での計画の場合】



【複数棟での計画の場合】



【敷地の扱い】

<大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「一の建物」の敷地>

<都市計画法第29条に規定する開発行為の計画敷地>

<駐車場の一体利用などによる敷地>

■野幌駅周辺～高砂（中心市街地）の誘導施設

機能	誘導施設種別	立地	機能	誘導施設種別	立地
複合機能	多機能が複合した施設	○	商業機能	商業施設	○
行政機能	市役所本庁舎	○	介護福祉機能	地域包括支援センター	×
	証明書交付窓口を有する施設	○	医療機能	病院	○
	警察署	×		外科と内科を有する診療所	×
教育・文化・スポーツ機能	図書館	○		医療モール	○
	公民館	○	金融機能	銀行	○
	文化施設	○		信用金庫・信用組合・労働金庫	○
	体育施設	○		農業協同組合	○



誘導施設立地状況（野幌駅周辺～高砂）

■江別駅周辺（地区核）の誘導施設

機能	誘導施設種別	立地
複合機能	多機能が複合した施設	×
行政機能	証明書交付窓口を有する施設	○
教育・文化・スポーツ機能	図書館	○
	公民館	○
	文化施設	○
	体育施設	○
商業機能	商業施設	×
介護福祉機能	地域包括支援センター	○
医療機能	病院	○
	外科と内科を有する診療所	×
	医療モール	○
金融機能	銀行	○
	信用金庫・信用組合・労働金庫	○
	農業協同組合	○



誘導施設立地状況（江別駅周辺）

■大麻駅周辺（地区核）の誘導施設

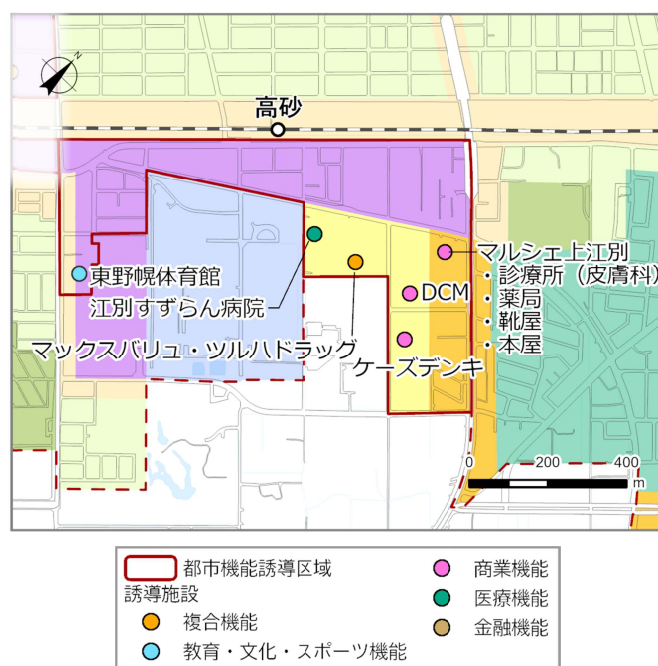
機能	誘導施設種別	立地
複合機能	多機能が複合した施設	○
行政機能	証明書交付窓口を有する施設	○
教育・文化・スポーツ機能	図書館	○
	公民館	○
	文化施設	○
	体育施設	○
商業機能	商業施設	×
介護福祉機能	地域包括支援センター	×
医療機能	病院	×
	外科と内科を有する診療所	○
	医療モール	×
金融機能	銀行	○
	信用金庫・信用組合・労働金庫	×
	農業協同組合	×



誘導施設立地状況（大麻駅周辺）

■高砂駅周辺（地域拠点）の誘導施設

機能	誘導施設種別	立地
複合機能	多機能が複合した施設	○
教育・文化・スポーツ機能	体育施設	○
商業機能	商業施設	○
医療機能	病院	○
	外科と内科を有する診療所	×
	医療モール	×
金融機能	銀行	×
	信用金庫・信用組合・労働金庫	×
	農業協同組合	×



誘導施設立地状況（高砂駅周辺）

4. 居住誘導区域に関する届出

(1) 届出対象行為

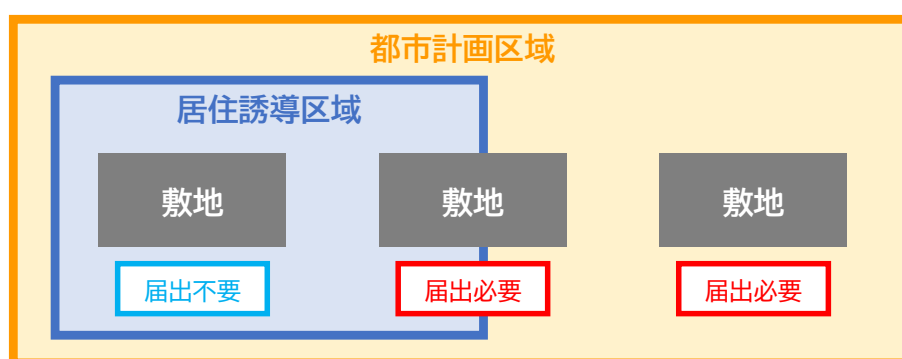
居住誘導区域外において、以下に示す行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに、法に基づく届出が必要となります。(法第88条第1項)

敷地が居住誘導区域の内外にまたがる場合も届出が必要です。

■ 届出対象行為

開 発 行 為	❑ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ❑ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ❑ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（寄宿舍や有料老人ホーム等）
建 築 等 行 為	❑ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ❑ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（寄宿舍や有料老人ホーム等） ❑ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた建物とする場合

■ 届出要否の判断



ただし、都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第34条及び35条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ② 建築物を改築し、又はその用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅等とする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出の期日・提出先・部数

開発行為・建築等行為に着手する 30 日前までに都市計画課へ 1 部提出してください。

提出先：江別市 企画政策部 都市計画課

〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地

TEL)011-381-1038

(3) 届出に必要な書類

届出書の様式及び添付図書は都市再生特別措置法施行規則により以下のとおりです。

代理者が届出の手続を行う場合は委任状の添付が必要です。

開発行為の場合（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 4 条第 1 項）		
届 出 書	第 5 号様式	1 部
添 付 図 書	・土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：位置図（1/1,000 以上） ・設計図：設計図（1/100 以上） ・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図	各 1 部

建築の場合（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項）		
届 出 書	第 6 号様式	1 部
添 付 図 書	・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（1/100 以上） ・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50 以上） ・平面図：各階の平面図（1/50 以上） ・その他参考資料：位置図、公図、求積図	各 1 部

届出内容の変更（江別市立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱第 4 条第 3 項）		
届 出 書	第 7 号様式	1 部
添 付 図 書	■開発行為の場合 ・土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：位置図（1/1,000 以上） ・設計図：設計図（1/100 以上） ・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図 ■建築行為の場合 ・配置図：建築物の位置を表示する図面（1/100 以上） ・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50 以上） ・平面図：各階の平面図（1/50 以上） ・その他参考資料：位置図、公図、求積図	各 1 部

(4) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

届出に係る行為が、居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法（第 88 条第 3 項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

5.届出に関するQ & A

Q	敷地が区域の内外にまたがる場合も届出が必要ですか？
A	届出対象となる行為を行う敷地が一部でも誘導区域の内外にまたがる場合は、届出が必要です。

Q	開発行為と建築等行為の違いは何ですか？
A	開発行為は、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う行為です。(都市計画法第4条第12項) 建築等行為は、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為及び建築物の用途を変更する行為です。(建築基準法第2条第13号、第87条)

Q	開発行為の届出を行った場合でも、建築等行為時に届出は必要ですか？
A	開発行為、建築等行為のそれぞれで届出が必要です。

Q	都市再生特別措置法第88条における「その他の人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの」とは何ですか？
A	現在、本市では条例で定めているものはありません。

Q	居住誘導区域外に住宅は建てられなくなりますか？
A	届出が必要となりますが、建築そのものが規制されるものではありません。また、1,000㎡未満で2戸以下の建築などは居住誘導区域外においても届出は不要です。

Q	サービス付高齢者向け住宅や社宅は「住宅」に該当しますか？
A	実態に応じて、建築基準法における共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」に該当するものとします。

Q	都市機能誘導区域外に誘導施設は立地できなくなりますか？
A	届出が必要となりますが、建築そのものが規制されるものではありません。

Q	一部に誘導施設(複数の場合を含む)を含む複合施設は届出対象になりますか？
A	一部でも誘導施設が含まれる場合は届出が必要となります。

Q	休止と廃止の違いは何ですか？
A	施設再開の意思がある場合が休止、再開の意思がない場合が廃止です。

Q	届出が必要な休止期間はどれくらいですか？
A	3カ月以上休止する場合は、届出をお願いします。改装や建て替え等で休止する場合も届出が必要です。

Q	届出書の地目・面積は何に基づき記載すればよいですか？
A	地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q	届出を行えば開発許可申請、建築確認申請は不要になりますか？
A	この届出は都市再生特別措置法に基づくものであるため、開発許可申請や建築確認申請など他の法令に基づく手続きは従来通り必要です。

Q	届出者は誰になりますか？
A	開発行為の場合は開発行為者、建築等行為の場合は建築主となります。

Q	届出を行わなかった場合の罰則はありますか？
A	届出をしない、または虚偽の届出をして開発行為や建築等行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出に関する罰則等はありません。

Q	誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか？
A	計画の見直しによって届出の対象区域や誘導施設が変わる可能性があります。

6.届出様式

第1号様式 開発行為届出書.....	15
第2号様式 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を 変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書.....	16
第3号様式 行為の変更届出書.....	17
第4号様式 誘導施設の休廃止届出書.....	18
第5号様式 開発行為届出書.....	19
第6号様式 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等と する行為の届出書.....	20
第7号様式 行為の変更届出書.....	21

◆届出様式は、市ホームページでダウンロードできます。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/toshikeikaku/126083.html>



開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

（宛先）江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	江別市
	2 開発区域の面積	m ²
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	（誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積） （連絡先）

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第2号様式（第3条関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

{

☐ 誘導施設を有する建築物の新築
☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

}

について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

（宛先） 江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：江別市 地目： 面積： ㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	（その用途に供する部分の面積 ㎡ ）
4 その他必要な事項	（着手予定年月日） 年 月 日 （連絡先）

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称

用 途

所在地 江別市

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

（宛先）江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	江別市
	2 開発区域の面積	m ²
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	（住宅区画数・戸数） 戸 （連絡先）

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第 6 号様式（第 4 条関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、 { ☐ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、次のとおり届け出します。 年 月 日 （宛先）江別市長 届出者 住 所 氏 名 連絡先	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：江別市 地目： 面積： m²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	（着手予定年月日） 年 月 日 （戸数・区画数） （連絡先）

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）江別市長

届出者 住 所
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。